

令和3年8月定例教育委員会

- 開催日時 令和3年8月26日(木) 13時00分～13時47分
- 開催場所 教育委員室(県庁22階)
- 出席委員等 教育長 小泉 元伸
委員 川上 美智子(オンラインにより出席)
委員 市原 健一(オンラインにより出席)
委員 庄司 一子(オンラインにより出席)
委員 中庭 陽子(オンラインにより出席)
- 欠席委員 教育長職務代理者 中田 俊之
委員 内藤 學

※ 事務局出席者については、別紙のとおり

○ 議案

- 1 議案
公開 第19号議案 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について (総務課)
- 公開 第20号議案 令和4年度使用高等学校、中等教育学校、中学校及び特別支援学校教科用図書の採択について (高校教育課・特別支援教育課)
- 非公開 第21号議案 損害賠償請求事件に係る和解についての議案に対する意見について (特別支援教育課)
- 非公開 第22号議案 茨城県図書館協議会委員の解任及び任命について (生涯学習課)

※ 非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

【公 開】

第 19 号議案 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について

(総 務 課 長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(市 原 委 員) 資料②の2ページの4改正の内容のところに、「条例第 40 条第2項の規定を直接適用することにより」って書いてあるんですが、条例第 40 条第2項の規定はどういう規定なんですか。

(総 務 課 長) 同じ資料②の2ページの「2教職員の旅費の調整基準に関する訓令について」のところをご覧ください。

条文そのものではないんですが、内容といたしましては箇条書きの一つ目にありますとおり、旅費の実態と異なる場合に、旅費の調整により増額または減額して支給することができる、ということで、旅費の実態と異なる場合には、増額して支給することができるというこの規定を適用して、宿泊料の定額を超えた分については支給をしたいということでございます。

第 20 号議案 令和 4 年度使用高等学校、中等教育学校、中学校及び特別支援学校教科用図書採択について

(高校教育課長・
特別支援教育課長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(各 委 員) 特になし

【非公開】

第 21 号議案 損害賠償請求事件に係る和解についての議案に対する意見について

※ 第 21 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 22 号議案 茨城県図書館協議会委員の解任及び任命について

※ 第 22 号議案については、原案のとおり可決されました。

3 閉 会

教育長から閉会の宣言がなされました。

(別紙)

令和3年8月定例教育委員会 事務局職員出欠表

令和3年8月26日(木)

職名	氏名	出欠	代理者職氏名
教育改革推進監	森 作 宜 民	○	
総務企画部長	大 谷 美 恵 子	○	
学校教育部長	秋 本 光 徳	○	
総務課長	木 内 規 雄	○	
教育企画監	鹿志村 泉	○	
財務課長	糸 賀 正 美	—	
生涯学習課長	市 村 志 保	○	
福利厚生課長	小田部 修 一	—	
文化課長	田 崎 俊 一	—	
義務教育課長	石 塚 康 英	—	
高校教育課長	柳 橋 常 喜	○	
特別支援教育課長	内 桶 博 仁	○	
保健体育課長	秋 山 克 巳	—	

※新型コロナウイルス感染症予防のため、事務局職員は議案等関係課長のみ出席